

目 次

- 第 1 章 製造所等の意義
 - 第 2 章 法別表第 1 に関する基準
 - 第 3 章 製造所の基準（危政令第 9 条）
 - 第 4 章 屋内貯蔵所の基準（危政令第 10 条）
 - 第 5 章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第 11 条）
 - 第 6 章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第 12 条）
 - 第 7 章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第 13 条）
 - 第 8 章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 14 条）
 - 第 9 章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）
 - 第 10 章 屋外貯蔵所の基準（危政令第 16 条）
 - 第 11 章 給油取扱所の基準（危政令第 17 条）
 - 第 12 章 販売取扱所の基準（危政令第 18 条）
 - 第 13 章 一般取扱所の基準（危政令第 19 条）
 - 第 14 章 消火設備の基準（危政令第 20 条）
 - 第 15 章 警報設備の基準（危政令第 21 条）
 - 第 15 章の 2 避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）
 - 第 16 章 仮使用承認に関する基準
 - 第 17 章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
 - 第 18 章 予防規程認可に関する基準
 - 第 19 章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準
-
- 別記 1 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
 - 別記 2 電気設備の基準
 - 別記 3 製造所等の配管に係る基準
 - 別記 4 配管の付属範囲の例
 - 別記 4 の 2 隔壁等を貫通する配管等の基準
 - 別記 5 屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
 - 別記 5 の 2 アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
 - 別記 6 防油堤の細部審査基準
 - 別記 7 地下貯蔵タンクの浮力計算例
 - 別記 8 石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
 - 別記 9 不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
 - 別記 9 の 2 ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
 - 別記 9 の 3 泡消火設備の技術上に関する基準
 - 別記 9 の 4 予備動力源の基準

◎ 用語の凡例

- 法 消防法（昭和23年法律第186号）
- 危政令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- 危省令 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- 危告示 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）
- 危告不 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）
- 危告ハ 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）
- 危告泡 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）
- 施行令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- 施行規則 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 予防条例 和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）
- J I S 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）
- 製造所等 法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- 障壁 危政令第10条第3項第4号の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 参考とした運用通知の凡例

（例）（S34国消予17）

